

## ○岩手県警察無線通信の運用に関する訓令

(昭和63年3月17日警察本部訓令第7号)

〔沿革〕 平成4年7月警察本部訓令第11号、6年10月第18号、9年3月第7号、13年5月第16号、16年3月第10号、21年3月第4号、22年5月第10号、23年9月第11号、25年9月第11号、30年3月第6号、31年3月第6号改正

警察本部  
警察学校  
警察署

### 訓令の概要

この訓令は、警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号）その他別に定めるもののほか、岩手県警察における無線通信の適正かつ能率的な運用に関し、必要な事項を定めたもの。